

01

2018



上智大学

FD NEWS

Sophia University Faculty Development NEWS



CONTENTS

- **FD News 発行によせて** 2
大塚 寿郎(FD委員会 委員長・学務担当副学長)
- **教員紹介** 2
杉浦 未希子(グローバル教育センター 准教授)
- **全学FDでの取組み** 3
田村 恭久(FD委員会 副委員長)
- **言語教育研究センター(CLER) での FDの取組み** 3
北村 亜矢子(言語教育研究センター 准教授)
- **権利処理という仕事について** 4
我妻 潤子(株式会社テイクオーバー AIPE認定 知的財産アナリスト)

FD News 発行によせて

日頃より学内のFD活動へのご理解とご協力に感謝いたします。

これまで大学全体のFDの取り組みは、各学部等で行われているFD活動も含めて、上智大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)のWebサイト上で紹介されてきました。しかし、Webサイトはアクセスされなければ意味がなく、せっかくの取り組みがなかなか教職員に紹介されないという難点がありました。そこで今般「FD News」を発行することとなりました。

学内には全学共通科目を対象とした授業改善のためのアンケート、その結果に基づくGood Practice賞の選考、受賞者の授業見学、各種ワークショップやセミナーの開催などさまざまな活動があります。「FD News」では、こうした取り組みだけでなく、授業改善

に役立つ情報等も紹介していきます。

2019年度からはクォーター・セメスター併用制や100分授業の導入も予定されており、今までとは違った授業の形も可能となります。また、Sophia 20-20-20で示されているように、次世代社会に向けた教育の方法を考えていかなければなりません。さらに、昨今は、教員が学生に何を教えたかだけでなく、学生が何を学んだかを評価し、授業を改善していくことも求められています。FD Newsがこのような必要に応えるための一助となることを願っています。

教 員 紹 介

グローバル教育センター
准教授 杉浦 未希子

グローバル教育センターで准教授をしている杉浦未希子です。2014年に本学に着任して以来、2015年度Good Practice賞を頂いたSustainable Developmentをはじめ、自身の専門である環境と開発に関する3つの講義と1つの輪講科目を英語で担当しています。

英語で行う講義はハードルが高そうですが、実はそうでもありません。この点に関し、私が経験した最近のブレイクスルーは、「英語による講義法と、いわゆるインタラクティブ・ティーチングというものは、相関はありつつも全く別のものなのだ」と考えるに至ったことです。当たり前といえば当たり前なのですが、この2つを別物と認識した上で同時に取り組もうとするとき、逆説的ですが、英語を講義で効果的に

使うメリットというものが実感されるようになりました。

英語による講義法の基礎知識を取得するためにお勧めなのが、言語教育研究センターのマッケンジー先生が本年度より月1で提供してくださっているEnglish Medium Instruction Programです。いわゆるsign-postingやgiving-a-hookのやり方など、講義の流れに沿って必要な言い回しが短時間に理解できて大変お勧めです。同時に、インタラクティブ・ティーチングに関する事例集を、是非読みましょう。具体的なノウハウが溢れていて、目から鱗の状態になります。日本語でも良い本がたくさん出ていますよ！

全学 FDでの取り組み

FD委員会 副委員長
田村 恭久

全学 FD 委員会は委員17名、事務局3名（学事センター）で構成され、年10回程度の頻度で開催されています。ここでは全学で行われる FD 活動の審議、様々な学部や研究科で行われている FD 活動の共有、学外の FD 研修の紹介などを行っています。

全学の FD では、教室設備や授業運営の基礎情報をまとめ、ティーチング・アシスタント向けに「TAハンドブック」を発行したり、新任の先生方を対象とした研修会を開催したりしています。また、全学共通科目などを対象として授業アンケートを実施しており、その評価が上位である科目の先生方を表彰する「Good Practice」を2015年度から

続けています。2017年度秋学期には大学院生を対象にしたアンケートを実施し、教育・研究・学生支援など多岐にわたる意見が寄せられました。

いくつかの授業を見学させていただいた経験があります。そこでは、伝えるための創意工夫や、学生の認知的負荷を高める仕組みを先生方が編み出していました。Good Practice で表彰されない科目であっても、上智が誇るべき「素晴らしい授業」はいくつもあります。そういった創意工夫や仕組みを教員がシェアし、少ない労力で授業効果を高める仕組みづくりを行っていきたくと思っています。

言語教育研究センター(CLER)でのFDの取り組み

言語教育研究センター
准教授 北村 亜矢子

言語教育研究センター（CLER）では、以下の4つのFD活動を行なっています。

1. 教員相互の授業見学：2015年度から、センター所属のすべての専任・嘱託教員がお互いの授業を年に1つ以上見学し、見学レポートを提出しています。レポートは、授業担当者にフィードバックされるだけでなく、事務室で他の教員も閲覧できるようになっています。授業見学の目的は、授業評価というよりは、見学者側の気づき、学びを重視した、お互いに学び合うことによる授業改善です。自身の担当言語と異なる授業も見学可能であるため、学習者の立場に立って授業を体験することも大きな特徴です。

2. In-service Teacher Training (INSET)：英語カリキュラム委員会が企画して、教員が専門的知識を共有し、最新の教育法を研究・開発するための場を提供しています。具体的には、①カリキュラムポリシーに沿った教育を実現するための研修の実施、

②教材開発・授業改善に関わる意見交換、③授業アンケートやAC-TEAPの結果を踏まえ、問題点を洗い出し、解決策を提案、④教員の相互協力体制を可能にするコミュニティーの構築。2015年度から毎年15～20回、15～30時間のプログラムを実施しています。

3. 講演会：英語、日本語、初習言語それぞれのカリキュラム委員会が、講演会やシンポジウムを年1回もしくは2回企画・実施しています。テーマは多岐に渡り、毎回学内外を問わず、また専門言語を超えて様々な方々が参加しています。

4. 新任教員研修会：英語の新任教員を対象に、年に1回研修会を行っています。

CLERは複言語コミュニティーで、非常に豊かで恵まれた環境にあると言えます。この特性を生かし、今後も活発にFD活動を行っていきたくと思っています。

権利処理という仕事について

株式会社テイクオーバー
AIPE認定 知的財産アナリスト 我妻 潤子

1. はじめに～自己紹介を兼ねて～

私は10年にわたり著作権などの権利処理の業務代行という仕事に携わってきました。大学との関わりでは、情報リテラシー教育で非常勤講師を務め、また、eラーニング授業を配信するときの教材の権利処理、科研で著作物を利用する場合の権利処理などを行っています。

2. 権利処理とは

2-1. 著作権の役割

『著作権法入門』第2版(有斐閣)には下記のように記載されています。

— 「著作権法は、文化の発展への寄与(1条)を目指して、これら広範な創作的表現(=著作物)について、創作した者(=著作者)と利用を望む者との利害を調整する社会的ルールを提供している」¹

この文から読み取れる重要なことは著作者と利用者のバランスの大切さです。著作権は、権利者に優位なイメージがあります。著作物を無断で利用すると侵害になってしまう場合があり、利用するには許諾をもらわなければならないという点がそのように思わせるのかもしれませんが、しかし、権利だけが一方的に強くなり、肝心の著作物が全く利用されなければ、文化の発展に寄与できず、一方で利用者が著作物を勝手に使い始めたら、よりよい著作物が生まれ難く、その場合も文化の発展に寄与することが難しくなります。つまり、両者のバランスが取れてこそ、著作権は成り立つのです。最近では作品をインターネットなどで自己発信することも増え、利用者は権利者にもなり得ます。両者の立場で考えてもらうことが重要になり、私の講義でもこのことは重点的に学生へ伝えています。

2-2-1. 大学と著作権

利用者が権利者になり得るという状況は、大学でも同様です。例えば、講義で上映するスライド教材(著作物)はそのスライド教材を作成したA先生が著作者(権利者)となります。しかし、そのスライド教材の中に研究者Bの著作物を利用した場合、A先生は利用者になるのです。大学の授業内だけでその著作物を利用する場合は問題ありませんが、MoodleなどのLMSにアップする

場合は研究者Bの許諾が必要です。つまり、先生方においても、権利者と利用者の両方の立場から著作権を理解して頂く必要があるのです。

この段階でひとつ疑問に思われることがあるかもしれませんが、それは著作権の対象となる著作物とはそもそも何を指すかという問題です。著作権法では「思想又は感情を創作的に表現し、文芸、学術、美術、又は音楽の範囲に属するものをいう(2条1項1号)」と定められています。わかりやすいものでいうと、先生方が執筆された論文や書籍、それ以外にも小説、絵画、映画などが著作物といえます。これらの著作物を講義で利用したいときは、権利制限があり、許諾がなくても利用することができます。しかし、例えば100名以上の学生が受講するような授業で映画を60分ほど見せる場合は、「講義」といっても許諾が必要な場合があるのです。この線引きがとても難しいといわれています。

2-2-2. 許諾をとるといふこと

2-2-1で何度か「許諾をとる」ということを記載しました。著作権は許諾をとらずに利用すると著作権侵害になる場合があります。このため、よく「こういう使い方はNG」という表現で伝えられます。実は、この一文には「このような使い方は許諾をとらずに利用するとNGである」の略なのです。「許諾をとらずに利用すると」が略されているため、「著作物が使えない」というイメージが先行してしまうのです。しかし、権利者に一言「使わせてほしい」と伝え、権利者から「良いですよ」と許諾をもらえば著作物は利用できるのです。友達からボールペンを借りるときに黙って借りる人はいないでしょう。ところが、著作物になると許諾をとるのは難しい、面倒だと思われるのではないのでしょうか?確かに中には難しいものや面倒なものもありますが、一度「許諾をとる」ことを体験すると、意外と簡単な場合もあるのです。

許諾が必要な場合の具体的な取り方などについては、次回以降、上智大学ファカルティ・ディベロップメントのWebサイト(<http://www.fd-sophia.jp/>)でお伝えしたいと思います。

1 『著作権法入門』第2版 島並良、上野達弘、横山久芳著 2016年 有斐閣 p.2

FD委員会主催 著作権講演会

開催
決定

権利処理実務者
からみた
大学と著作権

日時

2018年11月7日(水)
17:00~18:30

場所

上智大学四谷キャンパス
6号館 4階 406教室

講師

(株)テイクオーバー
AIPE認定 知的財産アナリスト
我妻 潤子氏